

平成27年度第2回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

平成28年1月13日

藤沢市環境部環境総務課

午後2時00分開会

黨参事 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより平成27年度第2回目となります藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、司会進行を務めさせていただきます環境総務課長の黨と申します。よろしくお願いたします。

早速でございますけれども、次第の1、第2回の審議会へと移らせていただきます。

初めに、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則によりまして、本審議会の開催要件としては、委員の方の過半数のご出席が必要となっております。本日は、19人の委員のうち、16人の方にご出席いただいておりますので、開催要件を満たしていることをまずご報告させていただきます。

また、本日は傍聴の方はいらっしゃいませんので、あわせてご報告させていただきます。

それでは、議事にお移りいただく前に事務局を代表いたしまして金子環境部長より皆様にご挨拶をさせていただきます。

金子部長 改めまして、皆さんこんにちは。藤沢市環境部長の金子でございます。

本日は、新年が明けてお忙しい中を、第2回藤沢市廃棄物減量等推進審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

皆様には、日ごろより藤沢市政、特に環境行政にご理解とご支援を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

さて、廃棄物の処理につきましては、市民生活に密着した日々の社会活動に欠かせないのでございますとともに、減量・資源化につきましては循環型社会形成に向けた重要な取り組みとなっております。藤沢市の人口につきましては、現在42万人ですが、5年前と比べて約1万3,000人ふえております。平成42年に人口約43万人のピークを迎えるまでは微増という形で推移すると推計されております。

このような中で、ごみ量としては、家庭系ごみのほうは横ばいで推移しておりますけれども、事業系ごみが増加傾向ということで、全体的には微増の傾向を示しております。今後、ごみの減量・資源化の取り組みを進めていく中で、特に事業系ごみの減量・資源化への取り組みを進めていくことが重要になっていると認識しております。

また、2025年問題と言われる超高齢社会の進展を踏まえ、今後、ごみ質の変化等の対策についても重要になってきております。

このような中、本日は藤沢市の一般廃棄物処理実施計画と、喫緊の課題でございます藤沢市焼却施設整備基本構想につきましてご審議をいただくこととなりますので、ぜひとも忌憚のないご意見をいただきまして、議論を深めていきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。本日はよろしくお願いいいたします。

黛参事 それでは、これより議事にお移りいただきたいと思います。

規則によりまして、この審議会の議長には会長に当たっていただくことになっておりますので、ここから先は横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

横田会長、よろしくお願いいいたします。

横田会長 皆さん、こんにちは。まだ新年早々というところかと思いますが、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、今、部長からお話がありましたように、最初にこの市の一般廃棄物の処理実施計画と、2番目には中間処理施設としての焼却処理施設の整備の基本構想について審議していきたいと思っておりますので、どうか忌憚のないご意見をどしどしお出しただければと思っております。よろしくお願いいいたします。

それでは、早速議事に入ります。

(1)「平成28年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画(案)について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

須田 それでは、藤沢市一般廃棄物処理実施計画につきまして、環境総務課の須田より説明させていただきます。

皆様、資料1をごらんください。一般廃棄物処理実施計画は、来年度(平成28年度)の基本事項を決めるものとなっております。

1ページから説明させていただきます。1「計画の目的」です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定しております。こちらは10年スパンの計画となっております。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画で構成されておまして、実施計画は年度ごとの一般廃棄物処理事業計画を定めるものとなっております。

2「計画期間」です。平成28年4月1日から平成29年3月31日までを計画期間としてお

ります。

飛ばしまして、「ごみ処理実施計画」の「ごみ処理人口」です。42万2,062人です。こちらは平成27年8月1日の統計値を採用しております。前年度と比べて約3,500人ほどふえております。

「ごみの排出量及び処理量の見通し」です。家庭系については可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源ごみとも微増を予定しております。事業系の可燃ごみについては、前年度の見通しと比較して約2,500トンほどふえる予測をしております。全体的には約3,000トンほどふえるだろうという処理の見通しをしております。こちらは、平成26年度の実績と、平成27年度に入って4月から8月の実績を見て推計しているものでございます。

次のページへ移ります。3「基本計画に基づくごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進等の施策」ということで、一般廃棄物処理基本計画に定められた重点施策、基本施策を記載しております。

(1)「重点施策」です。資源品目の拡大、事業者への情報発信と啓発、業種別及び多量排出事業者への指導、ごみ搬入時の指導、許可業者への指導、関連団体との連携、剪定枝資源化の促進。

(2)「基本施策」です。戸別収集、ごみ処理有料化の継続、グリーン購入の推進、生ごみ資源化の促進、ごみ減量推進店制度の継続、民間処理事業者による資源化の支援、特定処理品目の分別排出、容器包装廃棄物の再商品化コスト削減への働きかけ、区域別収集日程カレンダーの配布、幅広い情報発信、外国人及び転入者への啓発、市民向けの啓発と協働の場の確保、ごみ処理施設の見学受け入れ、小学校等でのごみ体験学習会の継続、市職員による出前講座の継続、商品プラスチックの再使用の推進となっております。

3ページに移らせていただきます。「ごみ処理に関する計画」です。(1)「ごみ処理の流れ」は、前年度と大幅に変えたところとなっております。少し詳細に説明をつけ加えたものとなっております。こちらを1つずつ説明させていただきたいと思っております。

可燃ごみです。生ごみ、草・葉、資源に出せない紙などです。こちらは、基本的には焼却をして、溶融処理をしていくという流れになっております。

大型・特別大型ごみ。可燃性大型ごみ、家具・畳・カーペットなどにつきましては、裁断、破碎後、焼却をするような流れになっております。羽毛布団については、リサイクルプラザ藤沢または石名坂環境事業所で回収をし、売却をしております。不燃性大型ごみ、廃家電等については、破碎後、磁選物を売却し残りの残渣については焼却するような流れとなっております。

ります。自転車については積みかえ、スプリングマットについては外皮除去をして売却するような予定となっております。タイヤ・ホイールについては、ホイールを取り外し、ホイールは売却、タイヤ本体はリサイクル品として資源化しております。

不燃ごみです。革製品・靴、ガラス・陶磁器類、金属類等については、リサイクルプラザで破碎し、金属類を磁選して、残りを焼却しています。コンクリートブロックは、直接埋め立てをする予定となっております。家電製品の一部、小型家電については、ボックス回収を基本として売却していく予定となっております。

特定処理品目です。テープ類は、改修後、直接焼却をする予定となっております。ライター・ガスボンベ・スプレー缶については、回収して、穴あけ処理をし、売却する予定となっております。蛍光灯、乾電池、水銀体温計。こちらは水銀と体温計に分かれておりますけれども、水銀体温計です。こちらは、専門業者で処分していく予定となっております。

剪定枝については、民間施設で堆肥化、チップ化をする予定となっております。

次に、資源です。ペットボトルは、圧縮・梱包後、売却または資源化をしていく予定となっております。カン・なべ類も、選別・圧縮をして売却の予定です。本・雑誌・雑紙、段ボール、新聞、古布類、飲料用紙パックについても、売却予定です。廃食用油は、リサイクルプラザ藤沢にて回収して積みかえをし、売却予定となっております。ビン類は、リサイクルプラザ藤沢でリターナブル瓶はそのままビンとして使用、ほかのものは砕いてカレットとしてリサイクルをしていく予定となっております。プラスチック製容器包装は、リサイクルプラザ藤沢で圧縮・梱包し、リサイクルをする予定となっております。大型商品プラスチックについては、リユースができるものは洗浄後、消毒し、リユースしていく。ほかのものは、材料リサイクル等をしていく予定となっております。

4ページをごらんください。市で収集・処理できないものです。危険物・処理困難物。医療系廃棄物、バッテリー、薬品類、ピアノ、電子オルガン、塗料、廃油、プロパンガスボンベ（10kg以上）、土砂類、石等については、販売店・専門業者にて処理する予定となっております。

メーカーリサイクル対象品。家電用品目、パソコン、オートバイ、消火器については、各リサイクル処理業者で処理していく予定となっております。

市と民間事業者での協定等に基づき資源化するもの。こちらが新しく今年度の途中から事業化しているものでございます。小型家電、パソコン、剪定枝については、直接の民間事業者での処理という形になっております。こちらは、後ほどまた詳細に説明させていただいた

いと思います。

続きまして、「ごみの収集区分と主な種類」です。こちらは、「分け方・出し方」や、ごみの分別カレンダーに記載してあるものです。

次のページに移ります。2「市が収集できないが処分するごみ」です。引っ越し等により一時的に大量に出るごみは、市で収集はできませんが、施設で受け入れるものとなります。

3「市が収集・処分できないごみ」です。先ほど説明した危険物、処理困難物に該当するようなものとなっております。

6ページへ移ります。4「市と民間事業者の協定等に基づき資源化するごみ」です。こちらは新しく始めたものなので、詳細に説明させていただきたいと思います。

1つ目の小型家電リサイクル法対象品目です。「家庭で使用する電気機械器具、デスクトップ型パソコン及び、ノート型パソコンで事業者が回収するもの」と記載しております。こちらは、宅配便を利用した回収を、事業者と協定を結んで開始したものでございます。協定した事業者はリネットジャパンというところで、大体ミカン箱ぐらいの大きさで、1箱約1,000円ぐらいで宅配便が回収しに来るというものになっております。6月1日に協定を締結して、現在、6月から11月までの実績として、4,645キロの回収の実績があります。こちらは9月15日から10月30日まで、無料回収キャンペーンということで、9月に新聞広告が出されたところから、かなり利用があったものです。

次の剪定枝です。「家庭及び事業所の維持管理から発生する剪定枝・竹・草葉・根で事業者が資源化するもの」となっております。主に造園業者が市内、市外の積みかえ保管施設に直接搬入し、処理をしていくものでございます。現在、搬入施設は3カ所、市内に1カ所、市外に2カ所あります。こちらに搬入したのものについては、市外の処理施設にてチップ化後、燃料化や紙原料、堆肥化原料とされ、使われているものです。ちなみに、4月から12月は、2,814トンの実績がありました。

続きまして、(3)「ごみの収集体制」になります。1「定期収集」は、基本的には戸別収集について記載させていただいております。

7ページに移ります。2「予約収集」。大型ごみ、特別大型ごみ、大型商品プラスチック、剪定枝については、いわゆるコール制と言われている収集方法について記載させていただいております。

3「三者協調方式」は、基本的には資源の回収について記載させていただいております。

8ページをごらんください。4「ボックス回収」は、小型家電を回収するために設置した

ボックスからの回収について記載させていただいております。

5 「一声ふれあい収集」は、ごみの排出が困難で、ボランティア等の協力を得ることができない高齢者世帯や障害者世帯について、戸別で収集をしているものでございます。

1つ訂正がございます。「収集区分」で『1. 定期収集』、『2. 予約収集』及び『3. 三者協調方式』となっておりますけれども、こちらは、資源についても一声ふれあい収集の定期収集の中で対応しておりますので、3については消していただきたいので、よろしく願いいたします。

6 「許可業者収集」は、基本的には事業者から排出されたごみにつきまして、許可業者が収集するものでございます。

9 ページに移らせていただきます。(4) 「ごみの処理体制」は、先ほど説明させていただいた3ページについて記載しているものですので、省略させていただきたいと思います。9 ページ、10 ページは、先ほどのフローを言葉で表現したものになります。

11 ページになります。5 「ごみ処理施設及び整備に関する事項」になります。

(1) 「収集車両基地」は、パッカー車やダンプなどの台数について記載しております。

(2) 「リサイクルプラザ藤沢」は、カン・金属類の機械選別圧縮施設と資源化施設について記載しております。

12 ページに移らせていただきます。(3) 「プラスチック製容器包装圧縮梱包施設」は、一部民間委託にて処分している部分がございますので、記載しているものでございます。

(4) 「焼却施設」は、北部環境事業所、石名坂環境事業所、それぞれの施設について記載しております。

(5) 「最終処分施設」は、現在使用している女坂最終処分場について記載しております。

13 ページへ移りまして、(6) 「食品リサイクル法に係る食品循環資源処理施設」です。こちらは、藤沢市内に1社、食品をリサイクルしている施設がございますので、記載しております。

(7) 「その他民間処理施設」ということで、こちらが直接搬入したり、市が委託したりして、資源化している量と資源化の内容になります。処理内容のチップ化というものは、剪定枝です。重金属回収・無害化処理については、乾電池、蛍光管、水銀体温計になります。チップ化し、助燃剤として使用するものはタイヤになります。破碎後に資源化というものは電気製品になります。

(8) 「処理施設等の整備・計画」として、北部環境事業所・焼却炉の定期整備、石名

坂環境事業所・焼却炉の定期整備、 北部環境事業所・焼却炉の更新計画がございます。

14 ページです。6「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」です。再資源化の種類及び処理量の見通しです。こちらは、資源を記載しております。処理過程からの資源化については、破碎後、磁選などで資源化されるものになります。それから、電気製品等の資源化、焼却灰の溶融資源化について記載があるものです。

(2)「不法投棄対策」は、前年度と同様の不法投棄対策を予定しております。

(3)「一般廃棄物処理施設の情報公開」については、維持管理情報についてホームページで公開するという内容となっております。

15 ページへ移ります。7「市が処理することができる産業廃棄物」ということで記載しております。藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 22 条の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は次のとおりとする。

(1)「市が収集運搬、処理できる産業廃棄物」です。1が少量排出事業者です。2が地域事業等で発生したものです。こちらは、公民館まつり等が該当していきます。

(2)「市が処理できる産業廃棄物」です。事前登録した市内業者が排出する次の要件を満たした産業廃棄物ということで、中小企業の工務店等のもの、少量しか出ないようなところを対象とし、受け入れている廃棄物が記載されております。

16 ページ、「生活排水処理実施計画」となります。藤沢市は、ほぼ 90%以上が下水道処理となっておりますが、まだ下水が引けないような場所、合併処理浄化槽を設置しなければいけないところや、いまだにし尿を直接収集するようなところがございますので、そういったものを記載しております。

1「生活排水処理人口」は、土木計画課、下水道計画から数字をいただいて記載しているものです。

2「し尿・浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見通し」は、実績等に基づき推計しているものでございます。

3については、基本計画で記載している事項になります。

4についても、(1)は先ほどの1の生活排水処理人口を割り振って記載しているものでございます。

(2)「し尿・浄化槽汚泥の収集体制」も、今年度も変わらず、し尿・浄化槽汚泥については許可業者が収集するような体制となっております。

(3)「生活排水の処理体制」も、前年度と同様の記載です。下水道とそれ以外については、

北部環境事業所にて処理をしていくという形となっております。

最後のページになります。5「し尿処理施設及び整備に関する事項」として、(1)「し尿処理施設」、北部環境事業所について記載しているものでございます。(2)「し尿処理設備の整備・計画」です。し尿処理施設の定期整備、し尿処理施設の再整備計画について実施していくところでございます。

以上、一般廃棄物処理実施計画についての説明を終わらせていただきます。

横田会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

北坂委員 家庭系の人口をいただきましたが、世帯数の増加というのはどういうぐあいに見ておられますか。統計としてはとっておられないですか。

須田 計画自体には記載しておりません。ごみの排出量では世帯というよりは1人当たりという計画をしておりますので。

北坂委員 世帯数がふえれば、ごみの排出量というのはふえていくのではないかと思います。人口比と世帯数比がともに必要なのかなと考えた次第です。持っておられなければ結構です。

横田会長 ごみの排出量は、昔からですが、余り世帯数でやっていないですね。世帯数でやるのも統計的には大変意味があるだろうとは思いますが、大概、指標としては、1人が1日にどれだけごみを出すかというものを基本にして、施設設備などはしていますね。

金田委員 2点ほどお聞きしたいことがあります。

1点ですけれども、先ほどの1ページで説明がありまして、先ほどの家庭系の部分と分類するような、似たような話かもしれませんが、事業系のほうが増加というお話を聞いております。家庭も不燃も多分ふえているかと思っておりますけれども、具体的なふえた理由、それに対する対策をお聞きしたいなと思っております。重点と基本があるのですが、具体的な対策の説明がなかったものですから、事業系の増加について、その対処方法です。

最後の1点です。これも事業系がふえているということで非常によくわかるのですが、15ページの「市が処理することができる産業廃棄物」という部分です。先ほど事業系がふえているという状況が出ております。ですから、市が処理する産業廃棄物の具体的な受入量が記載されていないものですから、どのくらい搬入して、どれくらい増加しているのか。その部分も、できればこれからデータとしてお出しただいて、事業系の増加が予防できるような感じであれば、その辺も考えられたらいいかなと思っております。

最終的な埋め立てごみが、この計画を見ると最終処分場は平成 55 年までであると記載されていますけれども、その辺もできれば延命させるほうに動いていただいたほうが一番よろしいかと思っております。55 年が過ぎた後にまた最終処分場をつくるのは非常に難しいと思いますので、増加の部分と対処方法の部分のお考えもお聞かせいただければと思っております。今後の考えも計画に生かしていただければなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

横田会長 これは、1 ページに「事業系」というところがありますが、これについては産廃も入っているのですか。それとも、事業系の一廃だけなのでしょうかね。その辺も含めてお答え願いたいと思えます。

中山主幹 ただいまのご質問で、事業系ごみの増加の要因でございます。こちらは、大規模店舗等が多く参入してきていることが主な理由でございます。特に辻堂駅の前にできたテラスモールとか、その他近隣に大型の商業施設がたくさんできております。それができたころの平成 23 年、平成 24 年ごろから急増いたしまして、そのまま推移しているところでございます。

事業系ごみの増加に対する対応でございますが、毎年、多量排出事業者の方に資源化の計画書を提出していただきまして、それに沿って指導している。それに加えて、現地に指導に立ち入るということをしております。

あと、直接ではないのですが、搬送する業者、事業系のごみを収集していただく業者を通して適正な分別を心がけていただくよう間接的にお願いをしているところでございます。

須田 先ほど会長が言われた 1 ページ、2 ページに産業廃棄物部分が入っているのかという話になります。あくまでも一般廃棄物処理基本計画の中では産廃の部分は入っておりません。基本的には余力がある部分で産廃を受け入れるという形になりますので、産廃については毎年度決定していくという方向となります。

つけ加えまして、先ほど金田委員の言われた産業廃棄物の受入量については、大体年間 40 トンから 50 トン程度となっております。

金田委員 わかりましたけれども、先ほどの事業系のごみ、大型店舗ができて、ふえているということは、多分、消費マインドが上がり出しているからごみの排出量が多くなってきているのだと思います。訪れる方が多くて、買われる方が多いので、多分廃棄物関係が資源化で出る感じだと思っておりますけれども、多量排出事業者だけへの指導というのは、その分ではこの増加量と合っているのかどうか、私は疑問に思っているところがあります。やはり多

量排出事業者だけの指導でいいのかというところが、まず1点、あります。例えば大型店舗にしたら、いっぱい出るようなところは藤沢市内では限られていますよね。それ以外のものも、できれば今後、計画で見直ししていかなければ、増加量と対処方法、処理が合わなくなってくるのではないかと心配がありますので、その辺もこれから計画として考えていただければと思っております。

先ほど言われた産業廃棄物については、余力があるというお話は聞きました。小規模な事業者にはありがたいと思います。ただ、お考え願いたいところが、市でとっている処理には税金が投入されているわけです。事業者については、事業者で処理をする義務責任がありまして、自分たちで処理をしなければいけない。平たく言うと、自分たちでお金を出して処理しなければいけないとあるのです。この部分を市が受け入れることにつきましては、ここで受け取っているということは税金が投入されていますので、本来の民間の処理費と合わないと思いますので、その辺も今後考えていただければ。年間40トンから50トンというのは、私はかなり大きいと思いますので、この部分もいろいろ考えていただければと思っております。

横田会長 最後の15ページの今ご質問のあったところですが、これは事業系一廃と同じような料金体系でやっているのでしょうか。

須田 そうです。事業系と同じ料金です。現状、10キロ200円という料金でやっております。

横田会長 今ご質問にもありましたけれども、毎年、資源化計画を出させて、立入検査もやっているということですが、事業系の廃棄物のうちの多量排出者の占める比率はどの程度でしょうか。それで過半数を占めてしまうのでしょうか、それとも多量だけでは過半数までは届かないのでしょうか。

須田 実際に搬入された量と、事業者からはあくまでも計画を提出されるので、そこで整合性がとれませんので、どれぐらいが多量排出事業者のごみという把握は行っておりません。

横田会長 できればその辺がわかるといいですね、先ほどのご質問にお答えするにも。

ほかにございましょうか。

三鶯委員 1点、質問させていただきたいのですが、先ほど、ブロック・コンクリート等のごみの中で埋め立てというお話がありました。藤沢にも建設資源リサイクルセンターのようなものがあると思います。そちらに出せばリサイクル品として再生されると思いますが、ここであえて埋め立てとしているのは、コストの問題なのか、効率の問題なのか、何らかの形があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

須田 一般市民の方から出されたコンクリートブロックについては、あくまでも一般廃棄物に該当となります。建設資源リサイクルセンターは産業廃棄物処理施設となっておりまして、一般廃棄物を受け入れることができない。これは法律上の問題で受け入れができない。こちらとしてもお願いしたいのですが、そのような制度のあることなので、直接資源化はできないというのが実態になります。

和田所長 ちょっと補足させていただきたいと思います。事業所から出たコンクリートブロックですけれども、これは当然産業廃棄物になります。以前、軽量コンクリートブロックはリサイクルセンターでなかなか資源にならないということで、はじかれたところもあります。ただ、今、またお話をさせていただきながら、そのところは、もし資源化が可能であればそちらへ回すことも、建設資源リサイクルセンターとはお話しはしています。すぐにできるかどうかはわかりませんが、最初の計画だと、軽量ブロックはなかなかリサイクルできないということで断られたという事情もありますので、そういう形で今後また検討させていただきたいと思います。

川崎委員 リユースの中で、特に3ページの表を見ていただく中で、大型の商品プラスチックは、回収して、環境フェアとかそういうところで売られたり、リサイクルプラザで売られたりすると思います。あちらについてはほぼ1つ100円という形で売られていると思っており、いろいろなイベントの場で見ると、非常に人気のある商品というか取り組みだなと思っております。

私も買ったことがあるのですが、なかなか買う機会が少ないというか、知られていないというか、そういったことがあるかなと思います。これは、商品に限りがあるので限られたところでしか出せないのか、回収してきれいにしたものがどんどんはけているのか、それとも余っていて、本当ははかせたいけれどもそういう機会が少ないのかというのは、いかがなのかなということをお伺いしたいと思います。取り組みについてはすごくいいと思っておりますので、教えてください。

阿部主幹 平成26年度、平成27年度は、おおむね7回程度、おっしゃるように環境フェアとかリサイクルプラザのお祭りとか、そういうところでも出させていただいています。年間約2,000個ぐらいがリユースということで消費されております。今これらのリユースに関しては、藤沢市の資源回収協同組合さんで、障害者の方が出された商品プラの使いそうなものについては洗浄、消毒して、このようなお祭り等でお出ししています。ほとんどが消費されている、100%出されているという状況でございます、これ以上手を広げると、物も集まりま

せんし、消毒会社の方も、これ以上は作業的にも時間がとれないという状況でございますので、リユースできるものについてはほぼ 100%リユースされていると考えていただいていいと思います。

横田会長 あそこは場所が目立たないというか、行きにくいといえば行きにくい。湘南台のほうからだとかかなり近くて便利ですけども、海岸のほうから行くと結構遠いところにありますね。

ほかにございましょうか。

廣海委員 初めての参加になりますので、ちょっととんちんかんな質問をするかもしれません。

この推進審議会に出ている廃棄物の減量という意味ですけども、例えば資料の 1 ページの表のように、一義的に家庭系や事業系から出てくるごみの排出量を排出量というのか、その排出量の現状は、単に一義的に出たものを削減させることを目指す委員会なのか。表の一番右ですけども、「排出量及び処理量」というのはどちらでしょうか。言葉の問題ですけども。その辺の廃棄物の意味。

横田会長 この表の見方ですね。

須田 こちらの排出量については、実際に出される量になりまして、それを処理していくような量です。要するに、同じ出されたものを処理するというイメージになります。

横田会長 イコールと考えているということですね。

須田 はい、そうです。実際に、例えば、この計画では生ごみ処理機で、ご家庭で直接資源化されている量は考慮していないものになります。

廣海委員 廃棄物という言葉の意味ですけども、物によってはリサイクルとかリユースとかがあるわけで、最終的に埋め立てとか。そういう、最終的に環境中に出ていったものを廃棄物というのか。処理して資源化したものは廃棄物と言わないで、何の使い手もなく環境中に出たものを最終的に廃棄物というのか、一義的に出た量だけのことを廃棄物というのか。

横田会長 一応、所有者から出た段階が廃棄物なんでしょうね。不要としたものといえますかね。

廣海委員 では、人口がふえたとか、事業の数がふえたりすると、単純に考えれば出るわけです。ですから、家庭系、事業系からいかに廃棄物を出さないようにするかということが、イコールこの減量推進委員会の狙いになるのではないですか。

須田 多分、そのお話は、いわゆる 3 R という形で表現されていると思います。リデュース、

リユース、リサイクルの、一番最初のリデュース。ごみを出さないといいますが、そういったところについても、当然この審議会で意見をいただくような形となっております。

廣海委員 そのこのところがここには入っていないですね。

須田 この計画については、あくまでもごみ処理の実施計画になりますので、来年度の処理をどうするかという計画になります。

横田会長 これは一応、可燃、不燃、大型、資源、全部を加えたものが最後の数字になっていると考えていいわけですね。その内訳が、この4つの項目に分かれているということですね。

岩隈委員 1ページです。可燃ごみがちょっとふえたと書いてありますよね。有料になる前と有料になってすぐのときは一時減りましたよね。今、ふえたということは、有料になってもまたふえたということですね。人口がちょっとふえたからふえたのかなと思ったりもしますけれども、教えてください。

阿部主幹 有料化前の平成18年は、家庭系の一般廃棄物、可燃ごみについては7万1,000トンございましたので、有料化の前と比べると、まだ20%程度減量している状況でございます。ただ、横ばい、微増と書いてあるのは、前年度と比較して人口増による若干の増加ということで、市民の方の可燃ごみ自体については、今までどおり有料化前に比べて可燃ごみは20%、不燃ごみは30%、減っている状況です。

横田会長 大局的には、有料化によって減っているのですが、毎年、毎年の小刻みで見ると、多少は増加も見られているということなのでしょうね。ただ、こういうものもタクシー料金値上げと同じで、なれてくるとまた戻っていくということも多少あるやには聞いておりますけれども。

ほかにどうですか。

斧原委員 事業系のごみがふえてきたということと、重点項目に多量排出事業者への指導ということがあつた。その点について、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

私ども、同じ事業でも、メーカー系はこの辺は非常に厳しく、世の中の目もありますし、いわゆる環境に関して先進的な企業でなければいけないとか、世の中の企業の評価基準にもそういうものが取り入れられて、非常に厳しくやられています。逆に言えば、それをきっちりやっていけば、環境に対して非常に優良な企業だよということで、お客様からの目も変わってくる。ぜひこの辺のところもそんな取り組みが、厳しくするだけでなく、処理がよくなつてきたところは、藤沢市だけでは難しいかもしれませんが、神奈川県等々とやりながら、

平均値がごみの量だとこのくらいなければいけないとか、そんな数値化をするなどして、よくなってきたところは表彰の対象にするとか、そんなものも含めながらやっていかないと、ごみというのは出すほうの自主的な意識がないと進んでいかないと思うので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、そんなところもお考えいただくといいのかなと思っています。

よくあるのは、日経新聞などで環境経営度評価とかがありますので、その中でも産業系はどんなごみを何トン出して、最終処分量は幾つだとか、そんなところまで非常に厳しく数値化しておりますので、もしやられていたら大変申しわけないのですが、そんな指標も取り入れられると少しでも進むのかなと思っています。時間のかかるところもあるかと思いますが、そんなところをご検討いただければと思います。

横田会長 今のはご意見として伺いましたけれども、事務局から何かいいアイデアがございましたら。

阿部主幹 1点、環境部として行っているのは、ごみ減量推進店という制度がございまして、マイバッグを持参していただいたり、そういう店舗については申請をしていただいて、現在は市内の小売店を中心に、大型店舗も含めて130店舗を認定させていただいて、ホームページ等でご紹介させていただいています。今年度についても、今6店ほど増加の申請がありましたので、2月に入ったら認定委員会を開いてそういう制度を活用していく予定でございます。

横田会長 店舗では、そういうものがある。あと、一般の企業でもそういうご努力をされているのだから、何か表彰があってもいいかなというご意見でしたので、その辺も含めて。

長沼委員 今ちょっとご意見がございましたけれども、環境の分野で、廃棄物、公害、自然環境、そういったものの取り組みにすぐれていらっしゃる事業者とか団体の方に、県全体ということでそんなに多くはできないかもしれませんが、県の表彰も一定程度は設けております。市町村から候補者を挙げていただいたりしてやっているところもございまして、そういったところも引き続き進めていければなと思っています。

森委員 先ほど、有料化で20%ごみが減ったというお話がありました。有料化前と有料化後で生活自体はそんなに変わっているわけではないので、有料になったということで個人個人が何か努力をしたということだと思います。では、個人個人が一体どんな努力をしたのかということの予測がつくのであれば、そこをさらにプッシュしてあげると減量になるのではないかと思います。

ちなみに、学校は、有料のごみ袋をたくさん使うと怒られてしまうのですが、ちょっと油

断すると有料のごみがふえるのです。それは何かというと、学校の場合はごみが限られていて、紙なのです。紙をしっかり分別しないで一般ごみのほうにまぜてしまうと、ごみ袋の支出が多くなってしまいます。なので、そこは必ずクラスごとにチェックして、分別していないところはごみ小屋の前で「もう一回分別してきてください」と返してしまうのです。そういうふうに分別をすると、またごみ袋の支出が減っていくという状況があります。各家庭でも、20%削減前と後で、多分何か努力はしているはずなのです。その努力は何か。もしそれを後押しできる施策があれば、それをするといいいのかなと思います。

ただ、1人当たりのごみ排出量という以前いただいた資料を見ると、もうかなりずっと横ばいになっていて、その努力は限界に来ているのかもしれない。この大量消費社会の中で努力の限界に来ているのかもしれない。そのあたりはどんな読みをされているのか、お聞かせいただければと思います。

阿部主幹 まず、有料化のほうにお答えいたしますと、有料化実施後、3年経過後に、1万2,000人の方に有料化でごみが減ったかどうかという市民アンケートをとらせていただきました。市民の方のご意見としては、やはり先ほど先生がおっしゃられたように、雑紙と言われる、はがきとか紙類が、家庭で今まで生ごみに入れていたものを、かさばりますし、そういうものを排除したというのが一番多い答えでした。それによってごみの量が減ったということと、分別を徹底した。また、消費するものだけ買うようにした等のご意見で、おおむねは紙類の分別というのがごみの減量につながったというアンケート結果でございます。

また、私どもで毎年組成分析をしています。大体500世帯ぐらいからごみを持ってきて、袋をあけて、中の内容物を確認するという作業を年に2回程度行っています。その中でも、有料化前は20%程度の資源物が入っていたものが、今は10%前後ということで、ほぼ半減した。その10%についても、生ごみを入れる小分けにしたレジ袋とか。ペットボトル、ビン、カンというのは、今はほとんど入っておらない状況ですので、その辺の分別の徹底というのは1つ出てきたのかと思います。

今後についても、今一番言われているのは、出すのが苦痛だ、いろいろ分けて出すのが難しいということです。今年度も、本、雑誌、雑紙を一緒にして出していいような、わかりにくいものをなるべくわかりやすいような形で資源として出せるような対応もしています。そういう形で減量には努めていきたいと考えております。

中山主幹 施策的には、有料化の前に、こちらでコンポスト容器の助成、電動生ごみ処理機の助成をしているのですが、そちらの件数が有料化を控えて大変伸びたということがござい

ます。ですから、来年度についても新たな減量のための施策を追加しようかとは計画しております。

横田会長 あと、スーパーなどでも、買ったときに要らないものは捨てられるような場所を設けているところもありますよね。そういう買うときの減量化も結構よろしいのではないかと思います。

川島委員 ちょっとお伺いしたいんですが、大型ごみは、500円シールを張って、お電話をして、取りに来てくださいますよね。でも、自分で一旦ごみと決めたらすぐ出したいというのがあったりして、待ってられないから、持って行ってしまおう。持って行っても500円、取りに来ていただいても500円というのが何か解せなくて。

実は、去年の夏に捨てに伺ったのです。そうしたら、建物がすごくきれいになっていて、働いている方も意識が違うのか、すごく親切でした。昔出したときには、「さようなら」と言う前に、もう車からガッシャーンという音がして、こんなの嫌だなと思うぐらいだったのが、今回は夏で並んでいたのですが、「暑いのに並んでいただいて済みませんね」とか、おっしゃって歩いているのです。「わあ、変わった」と思いました。

いざシールを夫が買いに行くと、500円。「変だよ」と2人で話していました。夫の次の方は、売っている方に「どうして持ってくるのに500円なんですか」と質問していらして、その答えが聞こえなかったのですが。

今度、出し終わったら、「お気をつけてお帰りください」とおっしゃったのです。こういうお偉いさんがいらっしゃるのでもちよどいいなと思って、現場で働いている方たちがすごくいい方に変われたなとつくづく思ったものですから、こういう席でしか言えないかなと思って申し上げました。

その500円の件はどういうことなのかを伺いたいと思います。

あと、細かくてごめんなさい。お布団3枚出すのに500円ですよ。そのいきさつがわからないのです。大体3枚集まらないのです。2枚というのはあるのですが、2枚で500円出しているのです。皆さんも「3枚集めて出すのって大変よね」という声が聞こえているので、その2点を教えていただきたいと思います。

阿部主幹 まず、お布団について先にお答えさせていただくと、いろいろいきさつがあります。敷き布団、掛け布団、マットレスみたいな一番下に敷くもの、それをセットでということで、3枚1セットという考えで、3枚という規定は一応つくらせていただきました。おっしゃるように、掛け布団と2つ出すのが普通なので、1枚500円では高いという声もありま

して、その辺を参考にさせていただいて、一応3枚という規定です。

いろいろおもしろいのですよね。ゴルフのクラブも、9本までは不燃ごみでいいけれども10本以上は大型ごみとか、それもハーフのゴルフは不燃ごみで、ワンセットになると大型ごみとか、いろいろなご意見があるので基準をつくるのはなかなか難しいところですが、そういういきさつで、そういう基準をつくらせていただいております。

あと、大型ごみの500円は、持ち込みでも500円で、処理料金、手数料を取る段階で、収集から処理まで全て含んだもので最初の料金設定をさせていただいております。例えば、持ち込んだときの可燃ごみ、不燃ごみについても、指定袋というのはそこに入る量を最初に計算して、例えば40リッターでしたら80円という設定をさせていただいて、可燃ごみ、不燃ごみについても、持ち込んだ場合も同じ料金設定で組んでおりますので、大型ごみについても同様に、持ち込まれても500円、取りに行っても500円。ちょっと腑に落ちないところもありますが、そういういきさつでやっているところがございます。よろしく申し上げます。

横田会長 実際は、ごみの収集と処理、費用で分けたら収集が7割というのはよく聞きます。収集に結構お金がかかるものですから、持っていけば3割ぐらいにしてもらえるとありがたいということだと思います。

和田所長 職員をお褒めいただきまして、本当にありがとうございます。

一応、リサイクルプラザになりまして、処理するピットと、市民の方の搬入するところを分けた関係で、そこでまたきめ細かくできるようになりました。前はすぐ捨てるピットのところへ行く。そうするとなかなかせわしなくて危ないところもありますから、今はそういった危険性のないような形で、捨てる所と、市民の方が持ち込んだところを分けて収集しています。

あと、市民の方はいろいろ来られるので、毎日朝礼等をやっています。資源もそこで捨てることができるということで、資源協同組合と委託業者、グリーンパーク、うちの市の職員と一緒にミーティングを開いて、きのうこういったことがあったとか、そういったことをやっています。うちとしてもそこは一番目立つところなので、市民の方に気持ちよく帰っていただけるようにという形でやっているという現状です。本当にどうもありがとうございました。

岩隈委員 紙袋の件です。雑紙を出すときに、今、紙袋で入れるのと、本の間というのですが、本も余り出すこともなく、おしゃれな店で余り買わないものですから紙袋が少ないのです。紙を出すときに、あちこちからもらったりしてやっているのですが、紙袋でなくてもいい

い出し方があったら助かると思っているので、お伺いします。

それから、減量の件です。私は、コンポストを2台使っていて、お正月も、ほとんどのごみはコンポストに捨てます。ふだんも捨てますから、1人の生活ということもありますが、ごみを出すときは一番小さい袋でおさまっております。一市民としては、減量に協力していきます。

阿部主幹 市民の方からも最近よく言われるのは、雑紙を出すのは、紙袋に入れて縛っていただくか、そのまま縛っていただくか、本の中に挟むという3種類でご説明をさせていただいています。ビニール袋を使われると中が蒸れたりして、紙というのはかなりカビが生えたりする状況にありますので、基本的には紙袋を中心にという現状の出し方を継続していく予定です。しかし、先ほどおっしゃられたように、紙袋を受け取らないということも逆に環境部では推奨していますので、その辺のところを含めて紙問屋とも調整しながら、どういう出し方が一番いいのかというのは、市民の方のご意見も伺いながら、今後、検討してまいりたいと思います。資源組合としてはいかがでしょうか。その辺の流れがもしあれば、よろしくお願いたします。

金田委員 藤沢資源組合をやっております。先ほど当組合の受付業務を褒めていただきましてありがとうございます。グリーンパークのほうも当組合が手伝っております。両方しておりますので、ありがとうございます。

紙袋の件ですけれども、ビニール袋に入れてしまうと、先ほど言われたとおりに紙の質が悪くなってしまいます。そうすると、リサイクルにかかわってしまうのです。リサイクルができなくなりまして、焼却に回さざるを得なくなってしまうというのが現状であります。紙袋のままだと、異物が入っていない状況であれば、そのままリサイクルできますので、要するにコストも手間もかからないでできますので、市民の皆さんの税金の負担も少なくなります。分別がふえてしまうと、その分、手間、コストがかかってしまいますので、市民の方に負担させてしまいます。リサイクル率も減ってしまうということがありますので、できるだけビニール袋とか、異物を入れない方向性でお願いしたいというのが本音でございます。どうかひとつご協力していただければと思っております。

岩隈委員 紙袋がなかなか大変なのです。私は結構いろいろやっていますので、紙を出すのが多いのですが、袋がなくて、本もそんなにならぬから間にも入れないので、今、こんな小さな紙袋でも詰めたりして出しているのですが、なかなか紙袋がなくて大変なのです。

金田委員 今後それは検討課題として考えさせていただきたいと思います。きょうは市のほ

かの行政の皆さんがいますので、いろいろと協議しながら進めていきたいと思ひます。

ただ、現状で言えるところは、ビニール袋等とか異物は、できれば勘弁していただきたいということになりますので、お願いしたいと思ひています。

岩隈委員 ビニール袋ではやっていないですけども、よろしくお願ひします。

横田会長 ほかにござひますか。

中山主幹 本日、欠席されています橋詰委員から、ご質問、ご意見をいただいておりますので、簡単にご紹介させていただきます。

まず、3ページをお開きいただきまして、中ほどの左側の不燃ごみの一番上に「革製品・靴」とござひます。この「革製品・靴」の不燃ごみ扱いというのは適切か、家庭の分別排出実態はどうかというご意見でござひます。「革製品・靴」については、金属、プラスチック類等、複合素材で構成されていることから、不燃ごみ扱いとさせていただきます。分別排出実態としては、ほぼ不燃ごみとして排出されております。

その下の「特定処理品目」の先ほど訂正をお願いした「水銀、体温計」は「水銀体温計」というご指摘でござひます。

4ページです。不燃ごみの一番最後に「電気製品(家電リサイクル法対象品目を除く)」というところがござひます。家電品目もここに含まれることになる。この表には、右のページの2番目に小型家電の区分もある。小型家電は基本的にボックス回収、家電量販店回収、宅配回収だろうが、家庭から不燃ごみとして出されれば不燃ごみとして収集するということかというご意見でござひます。こちらは、ボックス回収、家電量販店の回収、宅配回収ではほぼ100%再資源化されるので、できる限りそちらを利用いただきたいのですが、不燃ごみで出されても収集はいたします。

7ページでござひます。3「三者協調方式」がわかりにくいということなので、脚注で「市民、藤沢市、資源回収協同組合の三者による協調方式」というような説明があったほうがよいのではないかとということで、そちらを追加で記入させていただきたいと考えております。

以上でござひます。

横田会長 橋詰先生から、きょうはご出席できないということで、ご意見が出ました。何かこれに対してご意見、ご質問があれば、質問があっても答えられないかもしれませんが、何かござひますか。特にないようでしたら、この中のご提案をお取り込みいただいて、事務局のほうでご検討願えればと思ひます。

ほかにござひましようか。 ないようですので、議題の(1)はこれにて終了したいと

思います。

(2)「藤沢市焼却施設整備基本構想(素案)の概要について」のご説明をお願いいたします。

五島主幹 環境総務課施設担当の五島と申します。藤沢市焼却施設整備基本構想(素案)について説明させていただきます。

この藤沢市焼却施設整備基本構想(素案)は、湘南東ブロック藤沢市域における焼却整備方針に基づき、焼却施設にかかわる課題や整備のあらましを基本構想として作成いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

本日、お手元にお配りした「藤沢市焼却施設整備基本構想(素案)について」は、事前に各委員の方にお配りしている資料2「基本構想(素案)」の概要となりますので、本日はこの概要版で主要な点を説明させていただきます。

本日お配りした「基本構想(素案)について」の2ページをお開きください。基本構想の目次をあらわすものとなっております。基本構想は、第1章「ごみ処理の現状と課題」から第10章「整備スケジュール」の10章立てで構成されております。

3ページをごらんください。先ほどの説明にもございましたが、「ごみ処理の現状と課題」ということで、「ごみ量について」は、指定収集袋制によるごみ処理有料化や戸別収集、商品プラスチック等の資源品目の拡大により、ごみの減量・資源化が促進され、人口が増加しているにもかかわらず、家庭系のごみの排出量は平成26年度10万1,497トンと、ほぼ横ばいで推移しています。

一方、事業系ごみについては、大型商業施設の開設等により増加傾向となっており、ごみ排出量全体としては微増となる傾向でございます。

4ページをごらんください。「ごみ処理施設の状況」です。藤沢市は、この図にあるように、南北に長い市域となっております。焼却施設は、北部環境事業所が150トン炉1炉、石名坂環境事業所が130トン炉2炉の、2施設3炉稼働体制となっております。リサイクルプラザ藤沢は、資源品目の資源化、不燃ごみ、大型ごみの中間処理施設であるとともに、環境啓発事業も行う施設となっております。収集車両の基地は、北部地域に環境事業センター、南部地域に南部収集事務所がございます。最終処分場は女坂最終処分場だけとなっております。新たな処分場の確保は困難であることから、女坂最終処分場の延命化を図ってはおりますが、今後も計画的な利用が必要となります。

5ページをごらんください。2「ごみ処理の課題」の2-2「施設整備の課題」としては、

1 点目として、焼却炉の老朽化により新たに焼却施設の整備を進める必要があること。2 点目として、建設に当たり、新たな建設用地の確保が困難であること。3 点目として、ごみ処理は停滞の許されない事業であることから、2 施設 3 炉体制を維持しながら整備を行う必要があることが課題となっております。

北部環境事業所は、老朽化により 1 号炉を平成 19 年に更新し、2 号炉を平成 25 年に廃止。現在は 1 号炉のみが稼働しております。石名坂環境事業所は、昭和 59 年に稼働を開始して既に 31 年が経過していることから、老朽化が進み、今後も維持管理費や修繕費等の大幅な増加が予想されております。

6 ページをごらんください。第 2 章「施設整備に関する基本的な考え方」です。1「施設の形態」については、焼却施設整備方針でも示した次の 6 項目を推進してまいります。(1) 信頼性の高い排ガス処理施設等の導入により環境保全に対応するとともに、温室効果ガス排出の低減など、環境に配慮した施設。(2) 大規模災害時においても廃棄物の処理が行えるように、設備の強靱化、また、災害復興拠点として非常時の電力、熱源供給等の機能も有する施設。(3) 焼却熱を有効活用して高効率発電を行い、施設内の電力を賄うとともに、余剰となった電力を施設外へ送電や熱源供給によりエネルギーの地産地消を推進する施設。(4) ごみ質等の変化や災害ごみ処理に対応できる焼却方式や処理能力を備えた施設。(5) 建設費や運転管理費について、ライフサイクルコストの低減を図った施設。(6) 適正な維持管理及び計画的整備を行うことによる安定稼働と長寿命化を図った施設。以上、6 項目を基本的な考え方としております。

第 2 章の 2「効率的な施設整備体制」については、本市は南北に長いことから、収集効率を考慮すると、南北それぞれに設置することが望ましいこと、及び焼却施設の故障、改修及び更新を考慮し、複数の焼却炉を稼働する体制を整え、順次整備等を行うことでリスクを回避し、廃棄物処理が滞ることがないようにすることが必要となります。

3「施設整備の進め方」については、焼却施設の建設に当たり、新たな用地確保は困難であることから、北部、石名坂の 2 施設 3 炉体制を維持しつつ、北部環境事業所内で施設整備を行う必要があります。

7 ページをごらんください。北部環境事業所の平面図となります。この斜線で囲われた箇所が、今回、整備を計画している場所となります。既設 1 号炉が隣接しており、この 1 号炉や場内にはし尿処理施設もあり、それぞれの搬入車両動線の確保等が必要であり、非常に施工難易度が高いこととなります。

8ページをごらんください。第3章(3)「施設規模の算定」は、焼却対象ごみ量を、減量施策等を盛り込み、稼働予定年度の平成34年度で10万3,673トンと算定しております。この量をもとに、施設の稼働日数や稼働率等から北部環境事業所新炉竣工時における藤沢市全体の必要焼却施設規模は、日量385トンとなりました。既設の焼却施設の規模の設定は、北部を150トン、石名坂は老朽化による処理能力の低下を実績から考慮して120トンに設定し、これらを差し引いた日量115トンを、新たに整備する新2号炉の通常処理分の施設規模として算定しました。

続きまして、災害廃棄物処理分の施設規模についてです。災害廃棄物処理への対応については、大正型関東大震災規模の災害が発生した場合、災害廃棄物量約619万トン、そのうち可燃性災害ごみ量が42万3,181トンと想定されています。本市単独で全量処理は不可能ですが、本市の処理分として、全体規模385トンの10%相当が最適と想定し、38トンと設定しました。したがって、新焼却施設の規模は、通常処理分115トンに災害廃棄物処理分38トンを加え、153トンで、規模として150トンに設定しました。

9ページをごらんください。第4章「公害防止基準値等の設定」については、事前にお配りした「基本構想(素案)」28ページからの記載となっておりますが、お配りした資料の32ページは排ガスについての部分をピックアップして提示させていただいております。排ガスのダイオキシン類、一酸化炭素等について、大気汚染防止法等の法基準またはこれ以上の厳しい基準を設定いたします。排水については、公共下水道の下水排除基準を遵守します。騒音、振動、悪臭は、自主基準を設定し、対策を講じます。悪臭は、悪臭防止法の規制基準を遵守します。

10ページをごらんください。第5章「ごみ処理技術の動向、処理システム案」についてです。焼却施設設備の基本方針をリサイクル推進型プラス焼却エネルギー利用、最終処分場負荷軽減型としていることから、エネルギーの回収、残渣の溶融スラグ化、最終処分量を可能な限り減らすシステムとしております。溶融スラグ化は、安定性、維持管理性などの観点から、現状同様、複数施設への外部委託を継続する予定としています。焼却方式は、溶融スラグ化の方式としていることから、ストーカー方式または流動床方式の2種類を候補とし、技術動向や他都市の実績等を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

11ページをごらんください。第6章「災害時における焼却施設の役割」は、防災拠点となり得る機能を有する施設として、整備を検討してまいります。

災害時における北部環境事業所の役割は、発電機能や熱供給が可能な施設であることから、

避難スペースを確保することや、災害時の電源を確保するなど、限られた施設規模の中で可能なものを検討してまいります。

続きまして、強靱な施設に関する考え方についてです。個別機能として、耐震は、大震災発生後もごみ処理が再開できるレベルの耐震安全性を確保し、停電時の対応としては非常用発電機を設置し、焼却炉の安全停止及び再起動ができるものとします。ごみピット、燃料、薬剤等の貯留設備については、7日分以上を貯留できる設備を検討してまいります。

12ページをごらんください。第7章「余熱利用計画」は、廃熱を利用した高効率発電を採用し、エネルギー回収率では約3,000キロワットと試算されますが、既設の1号炉と同程度の約4,000キロワットの設備設置を計画してまいります。

続きまして、資料に記載はしておりませんが、第8章「事業方式の検討」については「基本構想(素案)」の55ページから記載しております。施設の建設及び運営についての方式を選定するため、公設公営方式、PFI方式、DBO方式について、導入動向、経済的効果、公共と民間の役割分担や、現在行っているメーカーアンケート結果による民間事業者の参入意向等を検討して、今後、事業方式を決定してまいりたいと考えております。

13ページをごらんください。第9章「概算事業費の検討」についてです。東日本大震災復興事業及び東京オリンピック・パラリンピック関連事業により費用が高騰しており、直近の受注実績より建設費は上昇する可能性があること、建設予定地が狭小で既存施設との関連が多く工事が錯綜すること、1号炉を稼働させながらの難度の高い工事であること。これらのことを考慮いたしまして、建設費単価を焼却施設規模1トン当たり7,500万円から9,300万円と算出いたしました。

このことから、概算建設費は、約112億5,000万円から139億5,000万円。概算解体費は10億5,000万円。総概算建設費といたしましては約123億円から150億円と見込んでおります。

なお、運営費については事業方式を選定する際に行う経済的な効果の検証において、人件費、運営経費、維持管理経費を含むものとして、別途算出を検討してまいりたいと考えております。

14ページをごらんください。第10章「整備スケジュール」となります。北部、石名坂の2施設3炉体制として、更新時の処理能力低下を抑えるために、先に北部新2号炉を平成30年度より整備を開始し、石名坂環境事業所については、北部環境事業所整備完了後の平成34年度より整備を行います。石名坂の整備は、既設1号炉、2号炉の場所に新2号炉を整備す

る計画としております。整備期間については、標準工期を3年間としておりましたが、東日本大震災復興事業及び東京オリンピック・パラリンピック関連事業等や工事の難易度等を勘案し、整備期間を4年半の期間に延長する計画としておりますが、今後、メーカーヒアリング等により施工方法を精査する中で工期短縮を図るよう努めてまいりたいと考えております。

15ページをごらんください。これまでの経緯及び当面のスケジュールとなります。詳細は記載のとおりとなりますが、現在、基本構想素案についてパブリックコメントを実施しております。その意見、本日の審議会のご意見、市議会のご意見等を考慮させていただいた上、本年3月に藤沢市焼却施設整備基本計画案を作成してまいりたいと考えております。平成28年度以降は焼却施設の仕様書作成、建設焼却炉の生活環境への影響を予測及び評価し、適切な生活環境が保全されることを確認するために生活環境影響調査を実施してまいります。

以上で、「藤沢市焼却施設整備基本構想(素案)の概要について」を説明させていただきました。

横田会長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。

金田委員 9ページの部分でお聞きしたいことがあります。公害防止基準値等の設定で、現在の部分より厳しい基準を設定するという部分で、案のほうを見せていただきますと、カドミから硫化水素については、今は北部と石名坂は「無し」になっているのですが、この部分に、基準値は低いのですが数値が設定されている。今まで「無し」のところ、なぜ数値が設定されたのかなと。どこが厳しくされたのかなというところを、まずお聞きしたいと思います。

窒素酸化物と硫化水素は基準値が下がっているのですが、それ以外のものについては現状よりもちょっと上がっているように思うので、ご説明をお願いしたいと思います。

五島主幹 硫化水素の基準については、北部環境事業所の1号炉が25ppmということで、1号炉と同程度と現在では考えておりますが、今後、基本計画を策定していく中で、これについて、石名坂環境事業所と同様に10ppmが適切であるかどうかについても検討してまいりたいと考えております。

カドミウムについては、当時の法規制のためではないかという想定だけなので、ちょっと正確にはお答えできないのですが、現在ではこのように基準を設定させていただいております。

須田 この数値ですが、「無し」については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例で定められているもので、そこについては排出基準を守るという考えから、ちょっと推測になって

しまうのですが、自主基準を定めていないと考えます。

金田委員 自主基準がないというところで、今回はこの部分で見直しした基準値を定めたということですね。

須田 補足です。ちょっと言葉が足りなかったのですが、いわゆる基準がないというわけではなくて、自主基準がないだけという形です。よろしく願いいたします。

横田会長 大気汚染防止法で決まっているわけですね。

長沼委員 今のやりとりの関連で、廃棄物処理法上の維持管理計画という用語だとすると、平成9年改正法以降に施行された法令の中では、自分で設定した維持管理計画の数値を法定の基準として守らなければいけないという制度になっています。古い施設については、その部分がなくて自主管理基準に相当していたのではないかと思います。今後、新しい施設をつられるということで、こういう数値を法令上の維持管理計画の数値として定めていただくのであれば、これを守れなかった場合は指導や処分の対象になってしまうということをおわかりになった上で、自主基準というものとは分けて考えていただいたほうがいいのかかと。多分、市の方はおわかりになっていると思いますが。そういう位置づけなので、新しい最近の施設についてはこういったものが法定の数値として、維持管理計画として計画されているのが常であるということになっております。

横田会長 ただいま、県のお考えをご説明いただきました。県のお考えとしては、自主基準というものも、一度定めた上は法令基準とみなすということでしょうか。

長沼委員 おっしゃるとおりで、施設の設置に当たって県に届け出をいただくのですが、そこで維持管理計画として位置づければ、そういう規制の対象になるということです。

横田会長 もちろん、自主基準というのは、国のナショナルミニマムよりも厳しいものでなければいけないことは当然ですね。

北坂委員 2点質問させていただきたい。

文章の表現で揚げ足をとるようなことになるのかもわからないのですが、今、150億円をマックスとするという予算で、資材等の関連事業により費用が高騰ということで、予算が150億何がしに上がる。昨今、石油の価格が大幅に下がり、スクラップの価格が大幅に下がり、化学製品の価格が大幅に下がるということから考えると、当初の見積りの時点と大幅に環境が変わっているのではないかと感じる次第です。そういう意味では、150億円がマックスではなくて、当初の予算の123億円がマックスになるのではないかというイメージを持っておりました。それが1点です。

もう1点は、いわゆる広域化という形で、たしか前回の審議会で茅ヶ崎、寒川を含めた形で施設の共有化、提携というお話があったように思われます。この他市との提携という形で設備を有効活用するという考え方は、もうなくなったということですか。

以上、質問させていただきます。

和田所長 建設費についてです。一応、150億円というのは、今までの焼却炉のデータを参考にさせていただいた。あと、前段までの物価上昇率とかを参考に算定しましたけれども、今おっしゃられたように、そういう形で若干下がる可能性があると思います。ただ、これはあくまで予算上なので、これから要求水準書等が出て詳細な仕様が出た時点で、もう一度メーカーから見積もりをとるという形になりますから、建設費に関してはそれよりも低く抑えられるという形を考えています。ただ、今の状況だと、オリンピック関係で人手の部分とか資材の件でかなりふえているということで、あくまで予算上は150億円という形ですけれども、実際に業者が決まった時点の建設費は、これよりは下がると考えております。

須田 先ほどの広域化の関係でございます。湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画、現在のものです。こちらにおきまして、北部環境事業所の施設の更新と石名坂環境事業所の1炉の更新までは、藤沢市域は藤沢市域で、寒川・茅ヶ崎域は寒川・茅ヶ崎域で処理するという計画となっております。なので、当初から予定されている部分でございます。

廣海委員 2点ばかり。第6章、11ページです。表現にケチをつけるようなことになるかもしれませんが、災害時におけるということで、市民感覚としては、特に一番下、「強靱な施設としての」という「強靱」というのは、意味が、例えば耐震装置があって物理的に強靱なのかと思うのですが、左側の細かい字を読んでも、何が強靱なのかよくわからない。非常にわかりにくい。例えば、焼却能力が高いとか、処理能力が高いとか、そういう意味なのか。建物そのものではないような気がするの、見出しとしてはわかりにくい気がします。

次の第7章の「余熱利用計画」12ページです。これは市民を説得するという観点だと思いますが、こういう施設をつくとこういうふうには便利ですよ、あるいは能力が高いですよということで、発電能力があって、災害時に3,000キロワットとか4,000キロワットとか、この辺の数字の意味ですね。例えば、この電気の発電量は、災害時に病院とかそういうところに送電できるのかどうか、あるいは各家庭に。災害時にどのように使われるのか。そういうことが、市民感覚としては気になるころだと思います。

五島主幹 まず1点目の強靱化について、今回は概要的な説明ということでポイントをかなり絞らせていただいた関係から、ご説明が足らなかった点を陳謝いたします。事前

にお配りした資料2の49ページ以降が、災害時における施設の役割等になります。強靱化に関して、どのような強靱化なのかということで、施設の耐震強度を、51ページにあるように、レベル的にいろいろな施設を設計する段階で、構造体の 類、 類、 類といった係数が必要となってきます。現在考えているのは、構造体としては 類以上、大震災が発生した後も大きな補修をすることなく建設物を使用できることを目標とする。いわゆる建築的な要素から強靱な施設と考えております。

続きまして、余熱利用について、災害時に病院に使われるとか、電気の使われ方については、今、電力の自由化等とか地産地消のこともございまして、それについてはどのような形で、例えば特定の施設に送るような発電にするのかといったことも含めまして、今後、研究、検討して、それも運営に含めたいと考えております。

ただ、市民感覚でおっしゃいますと、3,000 キロワットというものが、例えば何世帯分なのかとか、仮に病院に送った場合、病院の運営が間に合うのかといったわかりやすいことについては、表記させていただければと考えております。

廣海委員 ぜひお願いいたします。

阿部主幹 大体、4,000 キロワットというのは1,000 世帯分程度の発電量と考えていただければいいと思います。また、これを使って中の機械なども動かしますので、実際に配電できるのはどのくらいかという別の話になってしまいますので、それは表記させていただきますが、基本的には1,000 世帯分くらいなのかなと考えていただければいいと思います。

廣海委員 それがどのように使われるのかとか、そこまで触れたほうが。ただ能力があるというだけで実際には使えないのかということになると思いますので。

阿部主幹 その辺のところも追記させていただきたいと思います。

廣海委員 よろしくお願いいたします。

横田会長 ほかに、どうぞ。

中山主幹 先ほどと同じですけれども、きょうお休みの橋詰先生から、こちらについてもご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

本日配りました概略ではなく本編の資料になりますけれども、7ページをお開きいただきまして、2 - 1の後段に「資源化量が減少」「資源化率が更に減少することが想定」という表記があります。こちらは重要な課題を含む。当審議会で引き続き解析、検討を進める事項と思料というご意見をいただいております。

資源化率は、分母がごみの総量になりますが、それに事業系ごみが入っており、

出している資源化率としては、今言われたような資源化量が減少して、資源化率がさらに減少することが想定されますけれども、例えば分母から事業系ごみを外して家庭系ごみと資源化物を分子にという形であれば、資源化率はそれほど下がらない。そういう資源化率の出し方もございます。こちらは平成 28 年度に一般廃棄物の処理基本計画を改定いたしますので、その際にこの審議会で諮って皆さんに検討していただく内容かと考えております。

続きまして、同じく 7 ページの 2 - 3 に、超高齢社会に向けた分別の簡素化や負担軽減施策については、問題意識、施策の方向性としては賛成だが、今回の基本構想におけるごみ処理量や施設整備規模の想定に影響を及ぼしているのか。

27 ページをお開きいただきまして、下のほうの 4 - 3 では、計画ごみ質の検討に際して視野に入れるようだが、当審議会で引き続き解析、検討を進める事項と思料というご意見でございます。

こちらについては、現段階で基本構想におけるごみ処理量、施設規模の設定に影響を及ぼすものではないと考えております。ただ、先ほどの 27 ページの計画ごみ質の検討で記載しているプラスチック容器包装不適性物について、例えばチューブ類で異物除去に手間がかかるものなど、資源として分別せず、その他のごみとして排出していただき、焼却処理するなど、今後、調査研究してまいりたいということでございます。

もう 1 点でございます。18 ページの表 3 - 6 に、国の目標、県の目標がございます。その中で、1 人 1 日当たりの生活ごみ量分の家庭系（目標量）がある。藤沢市にそうした目標値があれば、この表に追加。目標値としてはなくても、何らかの比較、解析が必要ではないかというご意見でございます。

こちらにつきまして、目標値は設定しておりませんが、現在、実績については作成、公表しております。こちらについても、平成 28 年度一般廃棄物処理基本計画を改定する際、審議会で解析、検討を進めていただく事項かと考えております。

以上でございます。

横田会長 ご質問ございますか。 特にないようですので、ほかにはございますか。

岩隈委員 この件かどうか、合うかわからないかわからないのですが、なぜということで 1 つお聞きしたいと思います。

プラがありますね。プラは、普通のお店のビニール袋に入れて、幾つかまとめて大きな袋に入れていたりしたのですが、それはいけないというお話を伺いました。なぜいけないのかなということを、こことはちょっと違うかもしれないけれども、教えてください。

阿部主幹 基本的には、それがいけないというか、お願いなのですが、市から出したものについてリサイクル法の中で検査を受けております。それが、袋を完全に破いた形でないと検査機器が通らないのです。そうすると、皆様から集めたプラスチックは機械で一回破袋して、その中をあけて選別の方が異物などを分けていきますが、小さい袋ですと、その破袋機の機械にかからなくて、破けないのです。それで、一回、機械をとめて、選別員が手でまた細かく分けてということがございますので、できれば、レジ袋等も当然容器包装になりますので、大きな袋の中にレジ袋も一緒に入れていただくのは構わないのですが、小袋がありますと、破袋の関係で検査が通りにくい。それと、異物を分ける方が見にくいということがございますので、そういうお願いをさせていただいています。

岩隈委員 この件に関して、余り皆さん知らないと思うのです。ですから、広報か何かで徹底されたいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

阿部主幹 わかりました。

横田会長 結局、自分の出したごみがどのように処理されるのかということも少しわからないと、なぜいけないのかということがわからなくなってしまうということですね。これは破袋しないと機械を通らないとか、簡単なことでもよろしいから、ごみの出し方の一覧表か何かで注意書きで書かれているといいかなと思います。

阿部主幹 この前もご意見をいただきました。「藤沢ごみのなぜ」(?)という特集も組ませていただきましたが、その中にちょっと漏れたかと思しますので、次回には入れさせていただきます。よろしくお願いいたします。

岩隈委員 お願いします。

横田会長 ほかにございましょうか。 特にないようですので、この件についてはこの程度でよろしいでしょうか。

では、最後に「その他」について、何かございますか。 特にございませんか。

黨参事 その他は、特に事務局のほうでも用意はしてございません。委員の皆様から特にないということであれば、これで本日の審議会は終了させていただきたいと思います。何でも構いませんが、ほかに何かございましたら。

北坂委員 単純な質問です。これは2回目ですよ。当初のスケジュールでは、11月が2回目で、1月が3回目だったと思ったのですが、今回が2回目でよろしいですよ。それとも3回目ですか。

中山主幹 今回は2回目でございます。

横田会長 それでは、よろしければ、議事はこれで終了したいと思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。

午後3時53分閉会